

昭和四十八年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

- ◇ 告示
 - 生活保護法による医療機関の指定
 - 生活保護法による施術機関の指定
 - 生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止
 - 保険医療機関及び保険薬局の指定
 - 保険医の登録
 - 土地改良事業計画の適否の決定
 - 国有財産の用途廃止(二件)
 - 土地区画整理事業の施行の認可
 - 都市計画事業の認可
 - 争議行為の予告
 - 農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の実施

告示

鳥取県告示第四百八十一号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一条)第十二条の規定により告示する。
昭和四十八年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十八年六月二十日	涌 谷 医 院	西伯郡日吉津村 津字日吉四三八一六
"	柿 坂 医 院	八頭郡八東町北山七三
七月六日	野口産婦科クリニック	鳥取市西品治町 八三六一二

鳥取県告示第四百八十二号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条の規定に基づき、施術機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一条)第十二条の規定により告示する。
昭和四十八年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十八年六月一日	森 整 骨 院	米子市万能町六

鳥取県告示第四百八十三号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
柿坂医院	八頭郡八東町字北山七三	昭和四十八年六月十九日

鳥取県告示第四百八十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市角盤町一丁目 六三の六	昭和四十八年七月十日
野坂医院 分 院	蚊屋二八一の二	十一日
益本産婦人科医院	旗ヶ崎六〇〇の一	一日

三代歯科診療所

倉吉市上井町二・一一二

八日

永田歯科医院

新町一丁目
二・四六二

一日

池田薬局

鳥取市今町一丁目四〇

〃

野口産婦人科
クリニツク

西品治町高瀬
八三六の二

五日

岡田医院
花出張診療所

八頭郡家町字花二九四

二日

竹内歯科医院

鳥取市新町二一〇

五月二十二日

鳥取県告示第四百八十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小 倉 洋 之	鳥医第一、七八一号	昭和四十八年七月四日

鳥取県告示第四百八十六号

昭和四十八年三月二十日付で河原町長から申請のあった土地改良(小河

内地区農道整備) 事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年七月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年七月十一日から用途廃止した。

昭和四十八年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡岸本町大殿字北池ノ下一〇五〇番地先から 同町大殿字北池ノ下一〇五二番一池先まで		二六一・七二	道路敷

西伯郡岸本町大殿字宮屋敷一五三六番地先から同町大殿字宮屋敷一五二四番地先まで	一七七・三八	道路敷
西伯郡岸本町大殿字宮屋敷一五三二番地先	二五・二八	道路敷
西伯郡岸本町大殿字宮屋敷一五一五番地先から同町大殿字宮屋敷一五一二番地先まで	一七九・九六	道路敷
西伯郡岸本町大殿字椎木山一五〇六番地先	三一・四三	道路敷
西伯郡岸本町大殿字西宮田平一四二五番地先から同町大殿字西宮田平一四〇六番地先まで	一八二・六三	道路敷
西伯郡岸本町大殿字西宮田平一四一三番地先から同町大殿字西宮田平一三六八番地先まで	一六五・三三	道路敷
西伯郡岸本町大殿字寺ノ上一二二九番四地先から同町大殿字東宮田平一四一三番地先まで	三九七・七六	道路敷
西伯郡岸本町大殿字東宮田平一三六三番地先から同町大殿字東宮田平一三五七番地先まで	一〇四・六九	道路敷
西伯郡岸本町大殿字寺ノ上一二二六番地先から同町大殿字寺ノ上一二二二番地先まで	八四・三九	道路敷
西伯郡岸本町大殿字寺ノ上一三三七番地先から同町大殿字成畑一三二八番二地先まで	一六〇・七〇	道路敷
西伯郡岸本町大殿字成畑一三二八番二地先まで	一八〇・六一	道路敷
西伯郡岸本町大殿字成畑一三四一番地先	三六・二四	道路敷
西伯郡岸本町大殿字押口山一二三七番一池先から同町大殿字成田一三二五番地先まで	四四二・六四	道路敷
西伯郡岸本町大殿字西宮田平一四一五番地先から同町大殿字西宮田平一三七七番地先まで	二〇一・三〇	堤塘敷
西伯郡岸本町大殿字成畑一三四三番地先から同町大殿字成畑一三四七番地先まで	一九二・四一	堤塘敷
西伯郡岸本町大殿字宮屋敷一五一八番地先から同町大殿字西宮田平一四二四番地先まで	七五・〇二	水路敷
西伯郡岸本町大殿字西宮田平一四二二番地先から同町大殿字宮屋敷一五一七番地先まで	一五二・一六	水路敷

西伯郡岸本町大殿字宮畑一四二七番一地从先から同町大殿字宮畑一四二九番地先まで
 西伯郡岸本町大殿字西宮田平一四一二番地先から同町大殿字東宮田平一三六四番地先まで
 西伯郡岸本町大殿字北池ノ下一〇五〇番地先から同町大殿字北池ノ下一〇五一番地先まで
 西伯郡岸本町大殿字北池ノ下一〇五二番一地从先から同町大殿字北池ノ下一〇五八番三地从先まで
 西伯郡岸本町大殿字宮屋敷一五三〇番地先から同町大殿字宮屋敷一五二一番一地从先まで
 西伯郡岸本町大殿字宮屋敷一五四〇番地先から同町大殿字宮屋敷一五二二番地先まで
 西伯郡岸本町大殿字宮屋敷一五一一番地先
 西伯郡岸本町大殿字成畑一三四三番地先から同町大殿字成畑一三四七番地先まで

三三・一五	水路敷
三一七・一五	水路敷
二四・一二	水路敷
一九・八一	水路敷
一七・四〇	水路敷
一一九・五一	水路敷
一一・三二	水路敷
六九・八八	水路敷

鳥取県告示第四百八十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年七月十二日から用途廃止した。

昭和四十八年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市熊党字向島三四四番三地从先		六五・一六	水路敷

鳥取県告示第四百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に

基づき、蓮原土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称
株式会社 鳥取県農協共済福祉事業団
- 二 事業施行期間
昭和四十八年七月十七日から昭和四十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区
鳥取市湖山町字蓮原の一部
- 四 土地区画整理事業の名称
蓮原土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地
鳥取市末広温泉町七二三番地
- 六 施行認可の年月日
昭和四十八年七月一〇日
- 七 施行者の住所
鳥取市末広温泉町七二三番地
- 八 事業年度
昭和四十八年度
- 九 公告の方法
鳥取市末広温泉町七二三番地 株式会社鳥取県農協共済福祉事業団前に掲示する。

鳥取県告示第四百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鹿野町

二 都市計画事業の種類及び名称

鹿野都市計画道路事業二・三・三今市飯里線

三 事業施行期間

昭和四十八年七月十七日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地

、気高郡鹿野町大字今市字大立、字大道ノ西、字東中筋、字東鳴戸瀬、字頭無し、字鳴戸瀬及び字中筋地内

鳥取県告示第四百九十一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、恵仁会労働組合執行委員長川越浜子から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

昭和四十八年夏季一時金の要求に関する件

二 日時

昭和四十八年七月二十三日午前八時三十分からこの事件が解決する日まで

三 場所

恵仁会労働組合の組合員の所属する全職場（米子市）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和48年7月17日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験期日

昭和48年10月24日から10月26日まで

2 試験場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験資格

条例第4条及び第5条による。

- 4 試験方法
 条令第3条による。
- 5 受験願書の受付期間
 昭和48年8月10日から9月9日まで（郵送の場合は、9月9日までの
 消印のあるものは有効とする。）
- 6 受験願書等の提出先
 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林部農業改良課
- 7 その他
 試験について不明の点は、鳥取県農林部農業改良課に照会すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】